

リレー随筆

〜東京2020五輪競技大会〜

組合員の皆様には、暑い最中、コロナ感染防止と熱中症対策を行い日々の業務に精勤、お疲れ様でございます。

組合員の皆様には、暑い最中、コロナ感染防止と熱中症対策を行い日々の業務に精勤、お疲れ様でございます。

組合員の皆様には、暑い最中、コロナ感染防止と熱中症対策を行い日々の業務に精勤、お疲れ様でございます。

組合員の皆様には、暑い最中、コロナ感染防止と熱中症対策を行い日々の業務に精勤、お疲れ様でございます。

組合員の皆様には、暑い最中、コロナ感染防止と熱中症対策を行い日々の業務に精勤、お疲れ様でございます。

組合員の皆様には、暑い最中、コロナ感染防止と熱中症対策を行い日々の業務に精勤、お疲れ様でございます。

組合員の皆様には、暑い最中、コロナ感染防止と熱中症対策を行い日々の業務に精勤、お疲れ様でございます。

組合員の皆様には、暑い最中、コロナ感染防止と熱中症対策を行い日々の業務に精勤、お疲れ様でございます。



こくみん共済coop

全国労働者共済生活協同組合連合会

組合員の皆様には、暑い最中、コロナ感染防止と熱中症対策を行い日々の業務に精勤、お疲れ様でございます。

組合員の皆様には、暑い最中、コロナ感染防止と熱中症対策を行い日々の業務に精勤、お疲れ様でございます。



産別制度賃金（第十八号）を前回（七月号）紹介し、その大切な「産別賃金制度」が危機的な局面を迎えていると予告しました。

日港協は、一五春闘の頃から「産別最低賃金について交渉し協定すること」とは、独占禁止法（独禁法）に抵触する恐れが払拭できない」との理由から、産別最低賃金には、回答は出来ないと言いつつ、全国港湾と港運同盟は「独禁法に抵触しない」と主張し、そのために独禁法を司る公正取引委員会事務局にヒヤリングを行い、日港協の主張が正当といえないことを確認してきました。

それでも、日港協は「独禁法抵触論に固執し続けるので、一七春闘では個別の事業者と当該組合間で「産別最低賃金を168、920円」に合意し、これを日港協が承認するように要求しました。しかし、個別の事業者が産別最低賃金を認めても、日港協は「それでもできない」と組合の要求を拒否しました。そのうえ、産別最低賃金制度だけでなく産別制度賃金全体にまで「独禁法抵触論」を広げるようになりました。そのため、一八春闘では平日を含む四日の産別ストで決着を迫りましたが局面打開に至らず、組合側は、一八年秋に中央労働

港湾産別協定²⁴

～第四章 賃金～

産別賃金制度の危機的局面

には法的拘束力はない」とまで言い放ちました。

産別制度賃金は前回③で強調した通り、「産業としての賃金のレベルを産別協定として規定することによって、この労務コスト競争を規制していく…重要な意義」があります。また、産別協定の一部であっても「独禁法に抵触するから」という理由で回答しない姿勢を許すなら、他の産別協定

全も同様の視点から、協定締結を否定することに直結します。したがって、組合側は、産別労使協議体制そのものまで否定することになるとの強い危機感から、二〇年秋に東京都労働委員会に「不当労働行為（団交拒否）救済の申請」を行い現在に至っています。これまで、五回の調査が行われ、本件に中央執行委員長として一貫して関わってきた糸谷顧問の証人尋問も行ってききました（日港協は「ユーザーや行政の思うまま、好き勝手のできる港湾」とは想像に難くないことではないでしょうか。

「蟻の一穴」という言葉があります。産別最低賃金に係る独禁法抵触論を容認すれば、産別制度賃金はおろか、産別協定自身にまで、この論理が波及することを強く懸念しています。なぜなら、産別協定は、広く言えばすべてが港湾労働コストに関係しますので、日港協は限りなく「独禁法抵触論」を拡大適用してくと視るのが至当と言えます。次回は、第二十二条「時間外算定基礎分母、第二十三条「月額補償賃金」へと読み進めていきます。これも労働コストに係るもので、これまで指摘してきたことを念頭に置きながら考えていくことにします。

組合員の皆様には、暑い最中、コロナ感染防止と熱中症対策を行い日々の業務に精勤、お疲れ様でございます。